

第 1 回世羅町議会定例会会議録

令和 6 年 3 月 19 日
第 5 日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和6年 第1回世羅町議会定例会 (第5号)

令和6年3月19日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- | | | |
|------|----------|--|
| 第 1 | 発委第 1 号 | 世羅町議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定について |
| 第 2 | 議案第 45 号 | 令和6年度世羅町一般会計予算 |
| 第 3 | 議案第 46 号 | 令和6年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 第 4 | 議案第 47 号 | 令和6年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算 |
| 第 5 | 議案第 48 号 | 令和6年度世羅町介護保険事業特別会計予算 |
| 第 6 | 議案第 49 号 | 令和6年度世羅町介護サービス事業特別会計予算 |
| 第 7 | 議案第 50 号 | 令和6年度世羅町公共下水道事業会計予算 |
| 第 8 | 陳情第 1 号 | 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出について（お願い） |
| 第 9 | 陳情第 2 号 | 学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める陳情書 |
| 第 10 | 請願第 3 号 | 特定ため池整備促進に関する請願書 |
| 第 11 | 発委第 2 号 | 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書提出について |
| 第 12 | | 総務文教常任委員会報告 |
| 第 13 | | 産業建設常任委員会報告 |
| 第 14 | | 議会広報広聴常任委員会報告 |
| 第 15 | | 議会改革調査特別委員会調査中間報告 |
| 第 16 | | 光ファイバ網整備調査特別委員会調査報告 |
| 第 17 | | デジタル化推進調査特別委員会調査報告 |
| 第 18 | | 学校給食センター整備運営調査特別委員会調査中間報告 |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 睦 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 山 崎 誠	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子育て支援課長 山 名 智 並	健康保険課長 官 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 垣 内 賢 司
商工振興課長 山 口 徹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上下水道課長 市 尻 孝 志	せらにし支所長 前 川 弘 樹
教 育 長 早 間 貴 之	学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一
社会教育課長 荻 田 静 香	

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 迫 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 発委第1号 世羅町議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議会改革調査特別委員長（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 議会改革調査特別委員長。

○議会改革調査特別委員長（山田睦浩） 発委第1号

世羅町議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに世羅町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和6年3月19日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者 議会改革調査特別委員会
委員長 山田 睦浩

提案理由でございます。

議会議員の職責を果たすこと及び議会への町民の信頼を確保するため、議員が町議会の会議等を長期欠席した場合等における議員報酬及び期末手当の支給について、その額の減額、支給の一時差止めとするため、世羅町議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

なお、条令文に関しましては3月12日の委員会でご確認いただいているところでございます。

世羅町議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、世羅町議会議員（以下「議員」という。）の職責及び町議会への町民の信頼の確保に鑑み、議員が療養等の理由による長期欠席のために議員の職責を果たせない場合又は議会への町民の信頼に反し議員としての責任を果たせない場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、世羅町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年世羅町条例第35号。以下「議員報酬等条例」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町議会の会議等 次に掲げる会議等をいう。

ア 町議会定例会及び臨時会の本会議

イ 世羅町議会委員会条例（平成16年世羅町条例第150号）に基づき設置された委員会の会議

ウ 世羅町議会会議規則（平成16年世羅町議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第74条に規定する委員会による委員の派遣

エ 会議規則第128条の協議又は調整を行うための場

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項の規定による議員の派遣

カ 世羅町議会基本条例（平成27年世羅町条例第38号）に基づき開催される会議

(2) 長期欠席 議員が療養、長期不在その他の理由により、90日を超えて町議会の会議等に出席できなくなった場合をいう。

(長期欠席に係る届出)

第3条 議員は、長期欠席をすることとなったときは、遅滞なく、その旨を長期欠席届出書により議長に届け出なければならない。この場合において、当該議

員自らが届け出ることができないときは、当該議員の代理人として当該議員の親族又は委任を受けた者が届け出ることができるものとする。

2 長期欠席をしている議員は、町議会の会議等に出席できることとなったときは、その旨を復帰届出書により議長に届け出なければならない。

3 議長は、前2項の規定による届出があった場合において、必要と認めるときは、医師が記載した証明書等の提示を求めることができるものとする。

(議員報酬の減額)

第4条 議員が長期欠席をした場合における議員報酬の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき議員報酬の額に、前条第1項の規定による届出のあった日(当該届出のあった日前から長期欠席の理由と同様の理由により町議会の会議等に出席しなかった事実があったと認められるときは、当該事実が発生した日)から前条第2項の規定による届出のあった日又は町議会の会議等に出席した日のいずれか早い日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、次の表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

欠席期間	減額割合
90日を超え180日以下であるとき。	100分の20
180日を超え365日以下であるとき。	100分の30
365日を超えるとき。	100分の50

2 前項の規定は、欠席期間が90日を超えた日の属する月の翌月(当該日が月の初日であるときは、当該日の属する月。以下これらを「減額開始月」という。)以降の月分の議員報酬について適用する。ただし、この場合において、議員資格を失い減額の適用を受ける月(以下「減額月」という。)に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による議員報酬の減額は、欠席期間の末日の翌日の属する月の翌月(当該日が月の初日であるときは、当該日の属する月。以下これらを「解除月」という。)から解除する。ただし、減額開始月と解除月が同じ月にあたるときは、解除月は、その翌月とする。

4 前3項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額月の

初日から末日までの間に、異なる減額割合の適用を受ける場合の議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

(期末手当の減額)

第5条 基準日(6月1日及び12月1日をいう。以下同じ。)前6月以内の期間(以下「算定期間」という。)において減額月があるときの期末手当の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき期末手当の額に、欠席期間に応じて前条第1項の表に定める減額割合(当該算定期間内に異なる減額割合の適用を受ける場合は、そのうちいずれか高い減額割合)を乗じて得た額を減じた額とする。

(適用除外)

第6条 次に掲げる事由により議員が町議会の会議等を欠席した場合は、当該欠席した期間は、欠席期間に含めないものとする。

- (1) 公務上の災害等(広島県市町の非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(平成20年広島県市町総合事務組合条例第6号)に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。)
- (2) 出産(産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)及び産後8週間の期間に係るものに限る。)
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となった場合
- (4) その他議長がやむを得ないと認める事由
(議員報酬の一時差止め)

第7条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、当該処分を受けた日から当該処分を解かれた日までの期間(以下「逮捕等の期間」という。)に係る議員報酬の支給を一時差し止める。

2 前項の規定により一時差し止める議員報酬は、各月における逮捕等の期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割りにより計算して得た額とする。

3 第1項の規定により議員報酬の支給を一時差し止める場合は、当該処分を

受けた日の属する月の翌月の議員報酬（第4条第1項の規定の適用がある場合は、適用後の議員報酬）から当該一時差し止められた額（その計算の基礎となる議員報酬において第4条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の額について、前項の規定により計算した額）を差し引いて支給するものとする。この場合において、議員の辞職その他の理由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、支給すべき報酬の範囲内で差し引くものとする。

（期末手当の一時差止め）

第8条 議員が、基準日以前6月以内の期間において、前条第1項の規定により議員報酬の支給を一時差し止められ、かつ、基準日において、なお当該支給の一時差止めが継続しているとき又は保釈により当該支給の一時差止めが解除されている場合であって、判決が確定していないときは、期末手当の支給を一時差し止める。

（議員報酬及び期末手当の支給）

第9条 第7条第1項及び前条の規定により支給を一時差し止められていた議員報酬及び期末手当は、当該一時差止めに係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、該当した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給する。議員の職を離れている者についても、同様とする。

（1） 公訴の提起がされなかったとき。

（2） 無罪の判決が確定したとき。

（議員報酬及び期末手当の不支給）

第10条 第7条第1項及び第8条の規定により支給を一時差し止められていた議員報酬及び期末手当は、当該一時差止めに係る刑事事件について、有罪の判決が確定したときは、これを支給しない。

（改選後における期末手当に係る効力）

第11条 任期満了その他の事由により議員の改選が行われ、再び議員の資格を得た者（第8条の規定が適用される者に限る。）に対して新たに支給される期末手当については、この条例は、適用しない。

（端数計算）

第 12 条 この条例の規定により計算した議員報酬及び期末手当の額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の際現に長期欠席している議員に係るこの条例の規定の適用については、この条例の公布の日を第 3 条第 1 項の規定による届出のあった日とみなす。

3 この条例の施行の際現に刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けている議員に係るこの条例の規定の適用については、この条例の公布の日を第 7 条第 1 項に規定する処分を受けた日とみなす。

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

したがって、発委第 1 号 世羅町議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

この際、日程第 2 議案第 45 号 令和 6 年度 世羅町一般会計予算 から日程第 7 議案第 50 号 令和 6 年度 世羅町公共下水道事業会計予算 までの「6 件」を一括議題といたします。

ただいま議題となりました「議案 6 件」については、予算審査特別委員会に付託してありますので、審査の結果について、委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（上本 剛） 議長。

○議長（米重典子） 上本委員長。

○予算審査特別委員長（上本 剛） 世羅町議会議長 米重 典子 様

予算審査特別委員会 委員長 上本 剛

予算審査特別委員会審査報告

令和6年3月1日の本会議において本委員会に付託された、議案第45号から議案第50号までの6件の議案審査の経過及び結果について、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開会日 令和6年3月1日（金）午後6時開議
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 上本 剛、徳光義昭、高橋公時、上羽場幸男、矢山 武、向谷伸二、田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、久保正道、山田睦浩、
（米重議長）

4 審査事案

（1）委員会条例第8条による正副委員長の互選を行った。

（互選結果は、委員長：上本 剛委員、副委員長：徳光義昭委員）

（2）予算審査に関する資料要求項目の確認を行った。

（要求項目：21項目）

【開会中の審査】

- 1 開会日 令和6年3月13日（水）、14日（木）
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 上本 剛、徳光義昭、高橋公時、上羽場幸男、矢山 武、向谷伸二、田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、久保正道、山田睦浩、（米重議長）
- 4 説明員 町長、副町長、会計課長、総務課長、財政課長、企画課長、税務課長、町民課長、子育て支援課長、健康保険課長、福祉課長、産業振興課長、商工観光課長、建設課長、上下水道課長、せらにし支所長、教育長、学校教育課長、社会教育課長

5 審査事案

- (1) 議案第 45 号 令和 6 年度世羅町一般会計予算
- (2) 議案第 46 号 令和 6 年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算
- (3) 議案第 47 号 令和 6 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算
- (4) 議案第 48 号 令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計予算
- (5) 議案第 49 号 令和 6 年度世羅町介護サービス事業特別会計予算
- (6) 議案第 50 号 令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計予算

6 審査概要

本委員会に付託された議案第 45 号から議案第 50 号までの 6 件の議案に関し、質疑を中心として、3 月 13 日及び 14 日の 2 日間開会し、令和 6 年度 6 会計の予算案の審査を行った。

(1) 令和 6 年 3 月 13 日（水）午前 9 時 20 分開議

新年度予算に計上された貴重な財源がどのような形で、町民全体の福祉の向上・町の発展に活かされるか等を審査視点に置き、提出された令和 6 年度施政方針及び予算概要から質疑を行った。その後、各会計の予算案及び予算説明書並びに予算審議資料に基づいて質疑を行った。

初めに、一般会計歳入全般、つぎに一般会計歳出の議会費、総務費、民生費まで、続いて衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書に関する質疑を行った。

(2) 令和 6 年 3 月 14 日（木）午前 9 時開議

3 月 13 日に引き続き一般会計歳出の衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書に関する質疑を行った。

次に国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療制度特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計まで、続いて公共下水道事業会計に関する質疑を行った後、総括質疑を行った。

(3) 審査で出された意見等

施政方針では、長期総合計画の5つの基本目標である「健幸づくり」、「ものづくり」、「人づくり」、「安全安心づくり」及び「地域づくり」の各事業の取組内容や考え方等に関する質疑が行われた。

次に、各会計に関して事業内容や目的、事業で見込まれる効果等により、住民福祉の向上、町の発展に活かされるか等に関する質疑が行われた。その中で、指定管理施設の解体に関しては多くの質疑が出された。町執行部からは、今後町と指定管理事業者間での協議をし、方向性を定め、議会への説明をはかったうえで行いたいと答弁があった。

総括質疑においては、町民のスポーツ参加に関するスポーツ施設整備及び集約、暮らしの中に本がある環境づくり、財政推計と財政調整基金の方針、公共施設整備基金の運用方針、世羅中央病院に関する将来の事業計画、事業投資計画、保育料全額無料、インバウンドを中心とした観光振興等について、執行者の考え方等に関する質疑が行われた。

総括質疑の後、3項目の付帯決議を付けることを決定した。

その後、本委員会に付託された6会計の予算について、委員会としての採決を行った。

7 審査結果

議案第45号 令和6年度世羅町一般会計予算

可決すべきもの(賛成多数)

議案第46号 令和6年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算

可決すべきもの(賛成多数)

議案第47号 令和6年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算

可決すべきもの(賛成多数)

議案第48号 令和6年度世羅町介護保険事業特別会計予算

可決すべきもの(賛成多数)

議案第49号 令和6年度世羅町介護サービス事業特別会計予算

可決すべきもの(賛成全員)

議案第50号 令和6年度世羅町公共下水道事業会計予算

可決すべきもの(賛成全員)

令和6年度予算審査付帯決議

- 1 指摘した事項の事業執行に当たっては、議会に説明後執行されたい。
- 2 予算の歳入を確保し、確実な事業執行に取り組まれたい。
- 3 事業内容や目的を整理し、実態把握をされたうえで、補助金等の執行にあたられたい。

予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

これより討論に入ります。

議案第45号 令和6年度 世羅町一般会計予算 について、討論はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

委員長報告は「可決すべきもの」でありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論でよろしいですか。

○4番（矢山 武） 令和6年度予算案に対して反対の討論と行います。

令和6年度一般会計、関わりの深い国保、後期高齢者、介護保険のそれぞれ保険料によって運営される3特別会計、合せて4予算案について反対の討論を行います。

はじめに辺地債による町道改良計画を議会によって否決されたことについて私は長年の関係者だけではなくて、地域の皆さんの願いをこうした形で中止をするということは非常に残念であります。議会が周辺の住民の皆さんの厳しい思いに寄り添う立場に立たず、現状のままで良いという考え方は到底納得できないし、また周辺住民の立場に立つ議会が求められると思います。

2年前にこの宝谷線についての要望が再度3回くらい出されてきた最後の要望書について4人の人の反対があったわけですが採択になったと思います。関係住民だけではなくて、集落としても1日にも早い着工を望んで待っておりました。議会は宝谷線の状況を十分に理解をされておると思いますが、合併前から繰返しこの道路について要望がされてきて、全線2000mを超える宝谷線の中で残っておるわずか400m、これが過疎計画に載ったのは相当前の段階で議会の議決を経て過疎計画に上程されたと思います。

○議長(米重典子) 矢山議員。

○4番(矢山 武) これでも近いうちにできると多くの人が望んでいたなかで、こういう形になるということは。

○議長(米重典子) 矢山議員に申し上げますが、一般会計予算、執行部が提出した予算案に対しての反対討論となりますのでその内容についてご注意いただきたいと思います。

○4番(矢山 武) わかっとなります。この道路をこうした形で400mを3戸しかないというような理由でやめるということは

○議長(米重典子) 矢山議員、発言内容が本来の、議長として申し上げます。ただいまのは議会が否決したものについての討論でございますが。今出されておりますのは、一般会計の執行部が提出した予算に対する反対討論でありますので、内容を逸脱しないようお願いいたします。

○4番(矢山 武) こうしたなかで、多くの皆さんの思いに応える議会になることを望んで一般会計の中で特に申し上げたい点は、農業の厳しさがどんどん厳しくなり、物価高騰が進むなかで、一定の肥料対策が実施をされてきましたが、米価が上がらないという状況の中で、農家の高齢化が更に進み、過疎化の中で空き家も増加をしている状況であります。多くの農家は農業後継者がおらず、年寄りだけで頑張るといった状況になってきており、今後の集落の維持も大変心配される状況であります。一部の担い手への対応はされておりますが、これで将来の集落を守り、特に希望の持てる状況には到底ならないと考えるところであります。特に、いろいろありますが3点について。

まず1点目は、障害者の方への対応も一定にはされておりますが、自立できる対応を前進をさせる、このことが特に必要で、障害者の避難所の問題、またトイレの問題などもなかなか前進をしないという状況にあります。

2点目は、農業について地域計画が策定をされて認定農家や法人に対する農地を集約をしていくなどの方向性が示されておりますが、集落をこれで守っていくということにはならないと思います。現在の多くの米を中心にした農家の皆さんが、他の年金などの収入をつぎ込んで頑張るといった状況になっております。これでもう高齢化も進み、できないという状況が増えていこうとしているなかで、多くの後継者が希望を持つことができる、そういう対応を繰り返し、

これまで求めてまいりました。農業を続けられる、そういう施策を一層町として強める必要があると思うところであります。

また福祉の問題では物価が上がるなかで負担がどんどん増やされようとしているところであります。医療、介護、これらについても、公費負担の削減、国保加入者の負担増が大きくなり、在宅介護についても介護報酬を引き下げて、これまでも事業所の倒産等が増えておりますが、今後十分なサービスが提供できない恐れがあります。住民福祉を大切にす、これが自治体の本来の目的であり、これをきちんと対応していく、そういう町政を求め、特に高齢者、低所得者への対応、国保、介護を守る、またそして後期高齢者の負担増を抑える必要があります。こうした点で限られた予算をこうした福祉につぎ込む、このことが求められるところであり、最後に公共下水については、予算案については賛成をいたしました、事業会計、事業

○議長(米重典子) 矢山議員、矢山議員に申し上げます。ただいまは反対討論でございます。賛成については今の発言ではございませんのでやめていただきたいと思ひます。

○4番(矢山 武) 事業をきちんと収支計画を示して住民の理解を得る対応を求めるところであります。環境を守る公共下水、集落排水の適切な管理を求めるものであります。

○議長(米重典子) 矢山議員、これ以上発言されますと停止を求めますが。反対討論で終えてください。

○4番(矢山 武) 必要な一般財源が重要な課題であります。安定経営を望むところであります。

質疑の中で求めた多くの点についての改善を求め、また基金の有効活用と公債費比率等考えながら住民本位の町政を前進をさせることを望み、反対討論といたします。

○議長(米重典子) 矢山議員に申し上げます。議長の発言に従っていただきたいと思ひます。

次に賛成討論の発言を許します。賛成討論はありませんか。

○7番(藤井照憲) 議長。

○議長(米重典子) 7番 藤井照憲銀。

○ 7 番（藤井照憲） 7 番。議案第 4 5 号議案（令和 6 年度一般会計予算）に対し、賛成の討論をします。

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行に伴い、予防対策が緩和され、人と人との交流や地域の経済に活気が戻りつつあります。

広島県の湯崎知事は、令和 6 年度当初予算において、「広島発で、賃金と物価の好循環を起こし、経済の正のスパイラルを描いて参りたい。」と言われ、広島のいたる所で「元気をブースト」させたいとも言われております。

町の当初予算に於いては、病児保育事業や保育料全額補助事業など、新規 18 事業、約 1 億 5000 万円、1 部新規 3 事業、5 000 万円余など、積極的な予算編成が行われ、世羅町の独自性が発揮されております。

また、人の動きに合わせて、インバウンド推進事業に取り組まれるなど、観光消費を喚起することとされています。

この外、都市機能の誘導によるコンパクトでネットワーク型都市の実現を図る立地適正化計画策定事業は、将来の人口減少社会を見越した快適な基盤を作るものと考えます。

限られた財源を有効に使い、持続可能なまちづくりが肝要と思います。一般会計予算にあっては、社会インフラの適正な管理を疎かにしてはいけないと思います。

また、義務的経費のうち、人件費の縮減や業務見直し及びデジタル化への取り組みの推進など、適正な管理と配置が必要に思います。

一方で、基金の取崩しによる財源補てんがございしますが、止むを得ない緊急対応措置であると考えますが、財政調整基金の 20 億円の維持は努力していただきたいと考えます。

次に、町の財政状況としましては、実質公債費比率は、一般的に望ましい範囲に収まっておりますが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、硬直化が続いております。

引き続き、光ファイバを活用したデジタル化の推進並びに財政の健全化に努められると共に、町民の理解と協力を得ながら、町民のウェルビーイングにご尽力されることを要望し、本町の更なる発展を期待して、賛成の討論といたします。

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 45 号 令和 6 年度 世羅町一般会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 45 号 令和 6 年度 世羅町一般会計予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 46 号 令和 6 年度 世羅町国民健康保険事業特別会計予算 について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 46 号 令和 6 年度 世羅町国民健康保険事業 特別会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 46 号 令和 6 年度 世羅町国民健康保険事業 特別会計予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 47 号 令和 6 年度 世羅町後期高齢者医療制度 特別会計予算 について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 47 号 令和 6 年度 世羅町後期高齢者医療制度 特別会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 47 号 令和 6 年度 世羅町後期高齢者医療制度 特別会計予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 48 号 令和 6 年度 世羅町介護保険事業 特別会計予算 について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 48 号 令和 6 年度 世羅町介護保険事業 特別会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 48 号 令和 6 年度 世羅町介護保険事業 特別会計予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 49 号 令和 6 年度 世羅町介護サービス事業 特別会計予算 について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 49 号 令和 6 年度 世羅町介護サービス事業 特別会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 49 号 令和 6 年度 世羅町介護サービス事業 特別会計予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 50 号 令和 6 年度 世羅町公共下水道事業会計予算 について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 50 号 令和 6 年度 世羅町公共下水道事業会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 50 号 令和 6 年度 世羅町公共下水道事業会計予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

この際、日程第 8 陳情第 1 号 「保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出について(お願い)」 から 日程第 10 請願第 3 号 「特定ため池整備促進に関する請願書」 までの 3 件 を「一括議題」とします。

日程第 8 から 日程第 10 までの 3 件については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について委員長の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員長から、陳情第 1 号 及び 陳情第 2 号について、報告を求めます。

陳情第1号について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 高橋委員長

○総務文教常任委員長（高橋公時） 総務文教常任委員会審査報告でございます。

3月1日の本会議において本委員会に付託された陳情については、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の審査】

1 開会日時 令和6年3月8日（金） 午前9時00分開議

2 開会場所 世羅町役場 第1会議室

3 出席委員 高橋公時、松尾陽子、矢山 武、田原賢司、藤井照憲、
米重典子

4 審査事項と結果

（1）陳情第1号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出について（お願い）

陳情提出者 世羅町大字西上原
自治労世羅町職員労働組合
執行委員長 山田信夫

陳情の趣旨 安心して子どもを育てる社会実現には、健やかな成長を支える質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保が重要である。保育サービスの担い手を確保するために保育士の配置基準の見直しを国において行う必要がある。議長会等を通じた政府への意見反映とともに意見書を提出して欲しいという要望

委員の議論 委員からは、「保育士のおかれた状況は厳しいものがある。人数・処遇内容を含め改善が必要である。国の基準見直しと共に人員配置に対する国の助成も必要と考える」等の意見が出された。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決した。

○議長(米重典子) ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第2号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長(高橋公時) 議長。

○議長(米重典子) 高橋委員長。

○総務文教常任委員長(高橋公時)

(2) 陳情第2号 学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町 全広島教職員組合

全広島教職員組合

執行委員長 小林克己

陳情の趣旨 教職員の長時間過密労働と学校への教員未配置問題が学校教育にも深刻な影響をもたらしている。学校の業務量に見合った教職員配置をすすめるため、定数法(業務標準法、高校標準法)の改正と長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を行うことを国にはたらきかける意見書を採択して欲しいという要望。

委員の議論 委員からは、「人数を増やして改善する部分が非常に少ない。また、残業代を支給することで、長時間労働を抑制する理由がよく理解できない。」「教職員数を増やすことで、副担任2人制にする等により少しは改善につながると考えるが残業代を支給することでの長時間労働抑制はできないと考える」等の意見が出された。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決した。

○議長(米重典子) ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 以上、総務文教常任委員会に付託された陳情の審査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

陳情第1号 「保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出について（お願い）」の討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第1号 「保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出について（お願い）」に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長の報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、陳情第1号 「保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出について（お願い）」は 委員長の報告のとおり、採択することに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第2号 「学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める陳情書」の討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第2号 「学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める陳情書」に対する委

員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。
(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第2号 「学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める陳情書」は 不採択とすることに決定されました。

つぎに、産業建設常任委員長から、請願第3号について報告を求めます。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 上羽場委員長。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） それでは産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

世羅町議会議長 米重 典子 様

産業建設常任委員会
委員長 上羽場幸男

産業建設常任委員会審査報告

3月1日の本会議において本委員会に付託された請願は、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和6年3月11日（月） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 上羽場幸男、上本 剛、向谷伸二、徳光義昭、久保正道、
山田睦浩（米重議長）
- 4 審査事項と結果

（1）請願第3号 特定ため池整備促進に関する請願書

請願提出者 世羅町大字三郎丸

三郎丸振興会 会長 花村 操

紹介議員 上羽場幸男議員

請願の趣旨 最近頻発する局地的な豪雨によって毎年関係者で草刈や整

備を行ってきた特定農業用ため池である奥池への管理道が崩れたため、ため池保全活動が困難となっている。また、ため池決壊防止及び下流域家屋世帯への災害防止のためにも、ため池機能の整備促進が早期に図られるように議会から関係機関（国・県など）に働きかけをすることを求めるもの。

委員の議論 委員からは、「反対する理由はない。ただ行政と地権者と関係者とで最終的には決められると考える」「廃止に向けた手続きに入るか、整備するか。要望書に書かれているいろんな場面のことを想定して反対するものではないが、地域が先に選択をされるべきと考える」「危険なのでどうにかしないといけないことは確実である。これを採択した結果、そこに住まれている方々の考えによって、選択肢が増えるということから採択すべきと考える」等の意見が出された。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決した。

以上、産業建設常任委員会に付託された請願の審査報告といたします。

○議長(米重典子) ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

請願第3号 「特定ため池整備促進に関する請願書」 の討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第3号 「特定ため池整備促進に関する請願書」 に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、請願第3号 「特定ため池整備促進に関する請願書」 は 委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

日程第11 発委第2号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書提出について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。なお意見書については、事務局から朗読させます。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 発委第2号

保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書提出について

上記の議案を世羅町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）とする。

令和6年3月19日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者 総務文教常任委員会

委員長 高橋 公時

提案理由でございます。

安心して子どもを生み育てることのできる社会を実現するためには、子どもの健やかな成長を支える質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保が重要である。保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書を提出することについて議会の議決を求めるものでございます。

○事務局長(黒木康範) 議長。

○議長(米重典子) 事務局長。

○事務局長(黒木康範) 裏面をご覧ください。

保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書

子どもは、他の何ものにも代えることのできない大切な存在です。

しかし、近年、公立・私立に関わらず保育施設において、子どもの尊い命が失われるという事態が生じています。もはや子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ません。

保育施設での重大事故は、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることは明らかです。

保育所待機児童問題が発生し、保育施設が急増した一方で、仕事に比べて処遇が低いことで人が集まらず人員不足が一層深刻化しており、一人ひとりの保育士の努力では限界にきています。

コロナ禍の中、保育の質の維持・向上に神経を使い、心をすり減らしながら精一杯働く保育士等職員が疲弊し職場を去ることのないよう、適切な配置基準に改善することとあわせて、安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することが必要です。

子どもの命と安全を守ることができずに輝かしい未来は存在しません。

保育士の保育施設配置基準を少なくとも先進国並みの配置基準に改善すべく、政府に対し、次のとおり求めます。

1 保育施設の配置基準をOECD先進国並みの配置基準に改善するとともに、質の高い幼児教育・保育を提供することのできる配置基準に改善すること。

2 保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。

3 保育施設・学童保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定・実施すること。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 3 月 19 日

広島県世羅町議会

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、発委第 2 号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 12 総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 総務文教常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

1 開会日時 令和 6 年 3 月 8 日（金） 午前 9 時 00 分開議

2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室

- 3 出席委員 高橋公時、松尾陽子、矢山 武、田原賢司、藤井照憲、
米重典子
- 4 説明員 町長、副町長、総務課長、財政課長、企画課長、
子育て支援課長、健康保険課長、教育長、学校教育課長、
社会教育課長

5 調査項目及び内容

(1) 現地調査

ア 黒川地区のボランティア輸送（互助輸送）の現状と運行状況（大字黒川）

令和6年1月27日から開始された黒川自治会によるボランティア輸送の取組について黒川自治センターにおいて説明を受けた。世羅町内での初めての取組であることのみならず、全国的にも少ない取組であり、他の公共交通及び交通事業者との棲み分けを勘案して実施している。自家用有償運送との兼ね合いや棲み分けによる制限もあり、現在までの利用者は2名のみとなっている。今は町より車両の提供を受けているが今後は返却し、自家用車による運行となる。この取組についてまだまだ課題が山積している現状であるが、町とも協議し進めていきたい。

(2) ボランティア輸送（互助輸送）の他地域への普及の課題（ポイント）について

現在、黒川地区内のみでの運行であり運行日はデマンド交通の運行のない土日の8時30分～16時の間の運行としている。予約の受付時間は、前日の9時～19時（当日予約不可）運賃は無料。利用区間は、自宅から指定乗降場所、指定乗降場所から指定乗降場所の区間に限る。ボランティアドライバーの確保や地域公共交通活性化協議会において、他地域への展開についての枠組みなど課題を整理し、国の規制緩和等の動向を把握する中で、支援の在り方の検討を行なっていく。

(3) 各自治センターの自治振興交付金について

ア 令和4年度自治振興交付金執行状況（交付額・返還金額）

自治振興交付金には、①自治振興事業：大組織が行う組織の維持・運営に係る事業、住民自治の推進に係る諸活動事業、及び地域生涯学習に係る

研修会等事業（均等割額：185,000円 世帯割額：地区世帯数に600円を乗じた額）②敬老会事業：町内に住所を有し77歳以上の方を対象に各地区で実施する敬老会事業（均等割額：51,500円 人数割額/敬老会対象者に1,615円を乗じた額 送迎費：対象者を送迎するために要する経費）③地域自治活動事業：中組織が行う組織の維持・運営事業、及び住民自治の推進に係る諸活動事業（均等割額：中組織1組10,000円 世帯割額/中組織構成世帯数に1,100円を乗じた額）その他（④花いっぱい事業：限度額30,000円や⑤地域づくりビジョン推進事業：10万円 ※指定管理期間のうち1回に限り申請ができる）などである。各事業間で交付金額の流用はできない。年度内に実績報告を行い、実績額が交付額に満たない場合返還を行う。返還金額については、13自治センターにおいて様々であり、とりわけ大田・大見・西大田地区振興会において返還金額は0円である。

（4）自主防災組織の現状と活動状況について

ア 自主防災組織名・対象地域・対象戸数

令和6年1月現在44組織、対象戸数は町内全戸6,765戸、内カバー戸数5,616戸 83.7%

イ 防災訓練（出前講座・訓練）などの活動状況

令和5年度中（令和6年2月末現在）22件実施 内、自主防災組織対象が15件、対象外が7件である。（広島県アドバイザー派遣活用5件）

ウ 防災備蓄品の整備状況（防災センター・各指定避難所等）

備蓄食糧（保存水・アルファ米・パン・ミルク）は、全て防災センターに集中して保管している体制である。備蓄資機材については、衛生関係のものになるが、各自治センターにも配備している。大きいものについてはスペースを要するため配置していない。

（5）陳情第1号「保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出について（お願い）」に対する町の考え方

令和5年度 町立保育所・私立認定こども園の児童数や子どもの発達状況を含めて考えると保育士の負担は大きいと考えている。正規職員だけでは、まかなえない部分は会計年度任用職員を雇用することで運営している。保育士の配置基準については、国が3月中に変更する予定であり、町

も国に合わせる方向である。保育士不足の状況をふまえると、処遇改善は必要であると考えます。

(6) 令和5年度入札発注工事(250万円以上)の契約及び進捗状況について

発注工事一覧表により、財政課1件、企画課1件、子育て支援課1件、健康保険課1件、学校教育課1件の調査を行った。

(7) 山福田体育館の利活用について

住民自治活動として、盆踊り(8月中)練習2回・当日1回、敬老会(9月20～22日)、ふれあい祭り及び本番、防災訓練(10月27日)、スポーツ大会(8月上旬～11月上旬)カローリング練習及びカローリング大会で利用している。体育館利用再開にあたっては、さわやかスポーツ教室やニュースポーツ振興及び総合型地域スポーツクラブ・競技スポーツ団体にも呼びかけを行っている。

(8) せら文化センター及びせらにしタウンセンターのホールの利用状況について

せら文化センター パストラルホールの利用状況は、令和元年12,693人、令和2年2,985人、令和3年3,993人、令和4年7,578人、令和5年(1月末まで)6,584人、

せらにしタウンセンター つばきホールの利用状況は、令和元年5,950人、令和2年158人、令和3年1,272人、令和4年18,275人、令和5年(1月末まで)6,322人、令和4年は高病原性鳥インフルエンザ中継基地局としての使用があり、利用状況に影響している。委員から、しっかり利用する方法を柔軟に考えてほしいの問いにパストラルホールでスポーツという考えは担当課としてもっていなかった。そうした部分も含め協議していく。

(9) 教育委員会委員について

ア 教育委員の役割と活動内容等

学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制や教育課程、教科書その他の教材の取扱い、教育職員の身分取扱いに関する事務について、方針を決定し事務局職員をもってその事務を執行させる。活動内容として令和4年度の教育委員会会議開催の実績は、定例会12回、臨時会6回、総合教育会議2回。教育施設の訪問は、小学校4校、中学校3校、大田庄歴史館。

その他活動実績は、各小・中学校入学式、卒業式、運動会、公開研究会など、令和4年度合計44回

イ 教育委員会議の開催状況及び協議内容等

毎月25日を基準日とし、月1回の定例会の開催、早急に教育委員に報告すべき案件や協議を要する案件については、臨時会を開催している。町長と教育委員会が教育行政の大綱や重点に講ずべき施策において協議調整を行う「総合教育会議」を年2回実施している。

(10) 令和6年度新規入学者の学校制服について

ア 学校別の料金一覧（小学校4校／中学校3校）

小学校4校の制服価格は、甲山小（男子22,190円女子17,550円）せらひがし小（男子30,600円女子25,410円）、世羅小（男子35,460円女子28,680円）せらにし小（男子19,040円女子16,850円）、中学校3校では、甲山中（男子49,300円女子51,900円）世羅中（男子66,190円女子65,890円）世羅西中（男子58,950円女子60,540円）

男女とも小学校においては世羅小・せらにし小で大きな金額差があり、中学校では世羅中において高額となっている。委員から私立より高い制服になっているのではの問いに、年度当初の5月・6月の早い段階で品質や価格等について相談すれば業者としても適切に対応していきたいとの説明を受けた。

(11) 陳情第2号「学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める陳情書」に対する町の考え方

町内小・中学校教職員の勤務時間外の状況 45時間以下の割合は、令和元年小学校60.6%中学校33.4%から令和5年度（12月現在）小学校88.6%中学校50.1%である。

80時間以上の割合は令和元年の中学校20%が最大で令和5年度小学校で0.2%中学校で3.6%と急激に少なくなっている。時間外縮減に向けた主な取組として、勤務時間管理システムの導入や一斉閉庁の実施、ICTを活用した公務の効率化などに努めるなど取組をしている。

6 その他（令和6年度行政視察について）

本年は10月に議会改選となっており、行政視察については遅くとも7月に実施する必要がある。前回、12月定例会において提案された4件について協議し内1件、徳島県那賀郡那賀（なか）町にある「未来コンビニ」を地域活性化・生活の利便性向上の観点で視察を予定している。その他の候補地については正副委員長において選定し、事務局を通じ相手方との調整等を行っていき視察先候補地を決定する予定である。

以上、総務文教常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長(米重典子) 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○2番(上羽場幸男) 議長。

○議長(米重典子) 2番 上羽場幸男議員。

○2番(上羽場幸男) それでは(10)令和6年度新規入学者の学校制服についての質疑をさせていただきます。

今、委員長報告にあったようにですね、ここに金額、価格を表示していただいております。一番下の段で、年度当初の5月・6月の早い段階で品質や価格等について相談すれば業者としても適切に対応していただくということを説明を受けておりますが、これは業者というよりは教育委員会のほうでしっかり主導権をもってやっていただくということも昨年12月の議会でもいろいろ一般質問出ましたけど、委員会としてはそのようなところは確認をされませんでしたか。

○総務文教常任委員長(高橋公時) 議長。

○議長(米重典子) 委員長。

○総務文教常任委員長(高橋公時) 2番 上羽場議員の質問に答えます。委員会としましては、議員ご指摘いただきました金額についての提案を今年度もたぶん一般質問等で2名の方がされまして、時期的にもう令和6年はもう決まっておるといような内容を言われていたと思います。そういった点も含めまして、早期の着手に至るには先ほど報告しましたように、新年度、次令和7年度でございましたら、この5月6月において、こうした動きをかけていくことによって進めていきたいという執行者からの意見は聞いたところであります。

併せてその内容につきましては、委員会のほうで委員のほうから意見が出ま

して、校長会議、学校長の校長会議等でそういった話をしていくという旨の説明を受けたところでもあります。ですから早目の段階で今回、令和7年度分に向けては、校長会等で、今決定している内容と言いますのは、議員もご存じのとおり各学校の校長の採決によってこの制服が決定しているという現状がございますので、議員がおっしゃったとおり、これからその学校長会議において、そういった相談を教育委員会と密にしていくというような話は伺ったところがございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終決いたします。

日程第13 産業建設常任委員会報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 上羽場委員長。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） それでは産業建設常任委員会の事務調査報告をいたします。

世羅町議会議長 米重 典子 様

産業建設常任委員会

委員長 上羽場 幸男

産業建設常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和6年3月11日（月） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 上羽場幸男、上本 剛、向谷伸二、徳光義昭、久保正道、
山田陸浩、（米重議長）
- 4 説明員 町長、副町長、町民課長、産業振興課長、商工観光課長、
建設課長、上下水道課長

5 調査項目及び内容

(1) 現地調査

ア 請願第3号に関する現地調査（大字三郎丸）及び町の考え方

池までの道が歩行困難な為、池から500m地点で、地元住民と担当課の説明を聴く。

堤体の状況は、あらかじめ用意された写真と図面で確認した。災害時想定される民家への被害も確認できた。

(2) 請願第3号「特定ため池整備促進に関する請願書」に対する町の考え方

地元要望の意向に沿い、概ねの事業費を算出して地元の皆様に提示したい。現時点での担当課の思いとしては、堤体の修繕にあたっては進入路の確保が必要であり、工事全体としてかなりの規模になると判断している。地元負担が5%とは言え、かなりの額になる事が推測される。その事を踏まえて地元と最善の方策を求めていく。

(3) 合併後提出された要望書の件数及び対応状況について

(産業振興課関係分)

平成17年度から令和5年度までの要望件数を内容と地域別に資料で示された。全体は14件で令和5年度に出された1件を除いて全て対応済みであった。正式な要望以外にも口頭での場合もあるが担当レベルの段階で終結している。

委員の意見

- ・予想していたより件数が少ない。ほぼ、対応済みであり、この状況を続けてほしい。

(4) 地域計画（改正農業経営基盤強化促進法）の考え方と進捗状況について

担い手不足と高齢化により農地が適切に利用されなくなる状況が懸念される。地域の関係者が一体となって将来の地域農業の在り方を考える必要がある。10年後の農地の耕作者を1筆ごとに地図上に示した計画を13自治振興区ごとに作成する事としている。現在は、目標地図の素案作成をしてい

る。

委員の意見

- ・地域計画を進めていくと受け手のない農地が増加することが推測される。また、現時点と10年後では受け手の体制も変わることも予測されるので難しい作業になる。
- ・個人から法人に耕作者が移っているが、法人も高齢化と人手不足が目立つ。故に受け手のない農地が増えることが予想される。

(5) 令和5年度入札発注工事(250万円以上)の契約及び進捗状況について
建設課18件、産業振興課2件、商工観光課3件、上下水道課2件について調査を行った。年度末を迎えるが順調に進捗していると判断した。

(6) 公共下水道整備事業について

ア 加入状況と今後の計画

資料により加入状況の説明を受けた。令和元年度以降の公共樹設置数と接続数は比例して伸びている。面整備が完了に近づいている段階では実際に下水道利用をしていただいている世帯数が伸びているかどうか重要である。下水道料金システム登録数で毎月ごとに確認をしていく。現在、不動産業者への情報提供とともに、情報をいただく事で加入促進のきっかけになっている。

今後の計画は、委員会資料の表に示したように令和7年度までの工事計画となっている。認可計画の変更については、処理能力の範囲内で世羅町立地適正化計画も含めた、人口・居住動態を把握して検討するべきと認識している。そのうえで管路延伸した場合、確実な加入を確認したうえで認可区域を再度決定する。学校給食センターのように区域外から自主でつながれる、特定環境保全公共下水道区域としてのニーズがあれば、その条件を検討して対応する。

(7) 宇津戸下仮屋地区臭気問題について

ア 臭気指数の状況及び改善計画の進捗状況

委員会資料を基に説明を受けた。プライフーズ甲山農場は3月末を

もって閉鎖をすると申し出があった。東部養豚第4牧場については臭気の低減が図られていると認識している。下仮屋地区の臭気問題は第3牧場の取組にかかっていると認識している。6月24日の勧告期限に向けて改善計画は履行されている。

地元との協議について、6月24日の臭気を無くす事を確約する文書を事業者が出すことが決まった。3月23日に事業者から公害対策委員会へ渡すことを予定している。

令和5年度に実施した臭気トライアルの結果については、臭気の可視化を図るべく実施したが、そのデータと、臭気測定結果や人間の臭気感覚とが必ずしも一致せず、正確なデータとして扱う事は困難と判断した為、令和6年度は実施しない。他に、畜産環境技術研究所が開発した臭気センサーがある。精度も高いと聞いているが、試行が出来ず買取となる。本体が30数万円、年間の維持費が8万円かかるという事で担当課としては悩んでいる。

委員の意見

- ・勧告期限後、再び臭気指数が上がった場合は、町は厳しい対応をするべき。

将来、同様の問題が発生した時、これまでの20数年間を教訓として素早い対応を望む。

(8) 指定管理施設の譲渡について

ア 譲渡条件と進捗状況及び今後の計画

条件として、譲渡後、10年間は農産物及び加工品の流通販売の場として活用することを求める。条件に反したときは、土地建物を返還した上で、違約金の支払いを求める。支援として、譲渡施設整備運営事業補助金の対象とする。譲渡施設としては、令和6年3月31日を譲渡予定日として「四季園にしおおた」が予定されている。

委員の意見

- ・違約金の中身の確認と、大きな、町民の財産を譲渡するのだから、更に有益な物となるように町として助言を続けていくことも必要だ。

(9) 指定管理施設（八田原郷土民俗資料館・緑地等管理中央センター）に

ついて

ア 活用状況及び今後の計画

八田原郷土民俗資料館については、活用されていない。緑地等管理中央センターは八田原サイクリングセンターとして令和5年4月からレンタルサイクルを実施されている。

今後の計画は、資料館については1階部分を飲食の提供に、2階部分は宿泊施設として整備し、令和7年度からオープンすることを計画中。管理中央センターについては、レンタルサイクルは継続実施される。令和6年度からは、映像コンテンツを導入し遊びのスペースを作ることを計画されている。

委員の意見

- ・ようやく活用の動きが出てきたようだ。指定管理期間中の譲渡も可能としており交渉も進むと感じた。

(10) 合併後提出された要望書等の件数及び対応状況について

(建設課関係分)

資料により内容と件数を年度別に確認した。平成17年度から合計145件の要望があり、未対応が61件確認された。古くは平成17年のものもある。

委員の意見

- ・平成17年のものが未対応となっているが、今回調査範囲にない3町合併以前のものであるのではないかと推測する。また、状況の変化もあると考える。今回の調査を機会と捉えて、未対応分を精査することを望む。

6 その他（令和6年度行政視察について）

令和6年度の行政視察については、7月に実施する。視察場所の選定については、委員長に一任された。委員長からは6次産業、農産物直売、観光等の取組を中心に考える。

また、農林水産省が取組みを進めている農村RMO（地域運営組織）の事例等、地域が一体となってその場所の活性化を進めるもの等も含め、場所を選定することを確認した。

以上、産業建設常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで休憩といたします。再開は 10 時 35 分といたします。

休 憩 10 時 20 分

再 開 10 時 35 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 14 議会広報広聴常任委員会報告を行います。

議会広報広聴常任委員長の報告を求めます。

○議会広報広聴常任委員長（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 藤井委員長。

○議会広報広聴常任委員長（藤井照憲） 議会広報広聴常任委員会所管事務調査報告をいたします。

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和 6 年 3 月 12 日（火） 午後 2 時 42 分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 藤井照憲、松尾陽子、上本 剛、向谷伸二、田原賢司、
山田陸浩、（米重議長）

4 調査項目及び内容

（1）第 3 回議会報告会・意見交換会のまとめについて

第 3 回目の議会報告会・意見交換会は、令和 6 年 2 月 19 日（月）午後 4 時から 6 時までの間、せら香遊ランドの大研修室において、若手農業者ネットワークの会員の方々で行った。農閑期と言えども春からの栽培計画に合

わせた作業に追われる中、6名の参加を頂き、農業経営に係る諸課題を聴く中で、若手農業者の育成や担い手づくりなど、議会として何ができるかについて調査研究を行った。

議会報告会は、参加者の皆様と議員がフリートークで、議会に対するご意見やご提案に議員が答える方法により進めた。

次に、意見交換会は、「ワークショップ形式」でKJ法を用いて意見交換を行った。話合いのテーマは、①「世羅町で農業に従事する上での課題」及び、②「世羅町における農業のあるべき方向性と夢」の2題で意見交換を行った。

委員からの意見では、人材不足や担い手不足の声を聴いた、地産地消の規模では農業経営は難しくもっと有利な販売先が欲しい、初期投資の費用を賄う支援が必要、もっと若い世代の農家が増えて欲しいなど、若い農業経営者の貴重な意見を聴くことができた。また、限られ時間では十分な意見を聴くことができないとの意見もあった。

ア 第3回まとめ

参加者の皆さんからは、①の農業に従事する上での課題では「農地問題」、「労働力問題」、「経営資金」、「持続可能な儲かる農業」、「鳥獣害」等、多くのご意見が出された。②の農業のあるべき方向性と夢では、「若手農業従事者の増」、「商品開発で儲かる農業」、「産地づくり」、「地域間連携」、「時間が自由」、「農業所得1千万円」等、あってほしい農業と農業に懸ける夢をお聞きすることができた。議員として、ふだん聴けないことや収穫も多く、大変有意義な意見交換ができた。

イ 来年度計画

来年度への意見では、「世羅高校生徒とは継続して行い、各種団体との意見交換も良いと思う。」また、「意見を聴くだけでなく、施策提言まで行ってはどうか。」という意見があった。例えば、「若い農業者の農業に関するアイデアは素晴らしく、実際に政策に繋がるような意見があり、意見を提言にまとめ、単なる意見交換会の場から政策提言へと成果を表してはどうか。」と

いうもので、議会活動として政策提言に反映することができるものと考え
る。これらの意見を参考に、世羅高校との協議や若手農業者ネットワークと
の調整を進めることとした。

(2) 来月発行の議会だよりNo.77号について

表紙の写真は、コロナ感染症が5類感染症に移行したことにより、地域の
行事にも賑わいが戻り始めたことから、中学校の卒業式から希望を胸に卒
業する生徒の姿を採用する予定とした。この外、当初予算の姿や新規事業の
紹介、一般質問の内容など、全28ページとすることを決定した。

(3) その他

行政視察は、2日間の日程で三重県東員町の住民参加の取組及び、奈良県
王寺町の議会だよりリニューアルの効果などを調査することを確認した。

閉会中の委員会調査は、3月21日から27日の間とした。

以上、議会広報広聴常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長(米重典子) 以上で、議会広報広聴常任委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終結いたします。

日程第15 議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。議会改革調
査特別委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長(山田睦浩) 議長。

○議長(米重典子) 山田委員長。

○議会改革調査特別委員長(山田睦浩) 令和6年3月19日

世羅町議会議長 米重 典子 様

議会改革調査特別委員会

委員長 山田 睦浩

議会改革調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第47条の規定により報告し

ます。

【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和6年3月12日（火）午後1時45分開議
- 2 場 所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 山田睦浩、田原賢司、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、
矢山 武、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、
久保正道、（米重議長）

4 調査事項

- (1) 長期欠席議員等に係る議員報酬等の特例に関する条例（案）について
令和5年12月13日の本委員会において作成した条例の内容確認をし、
3月19日の本会議に発委として提案することとした。
- (2) 世羅町議会議員政治倫理規程の見直しに関する意見について
本委員会において、5人の委員をもって小委員会で協議検討をした倫理
規定を確認し、文言整理の必要な箇所を見直し、次回本委員会にて確認する
こととした。

以上、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（米重典子） 以上で、議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第16 光ファイバ網整備調査特別委員会調査報告を行います。光ファイバ網整備調査特別委員長の報告を求めます。

○光ファイバ網整備調査特別委員長（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 山田委員長。

○光ファイバ網整備調査特別委員長（山田睦浩） 令和6年3月19日

世羅町議会議長 米重 典子

光ファイバ網整備調査特別委員会
委員長 山田 睦浩

光ファイバ整備調査特別委員会調査報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和6年3月12日(火) 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 山田陸浩、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武、向谷伸二、田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、久保正道、
(米重議長)
- 4 説明員 町長、副町長、企画課長
- 5 調査事項

(1) I R U契約に係る㈱M C A Tの決算状況

㈱M C A Tの第40期決算、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの決算状況のうち、世羅町分の当期純利益は62,726,735円で500万円を差し引いた残額の3分の2が世羅町への追加賃借料となり、38,484,490円が本町に納付されることとなった。

令和4年度においては、追加賃借料は14,092,914円で24,391,576円の増となっている。

委員からは、この数字に満足することなくテレビ視聴料の見直しも必要になってくるのではないかと。また、広報せらをテレビで視聴できるようにしてはどうか等意見が出され、担当課からは、デジタル化を進める上では、無駄と経費を省いていき、テレビ視聴料については㈱M C A Tと交渉していく。

(2) 本委員会の廃止について

令和5年6月13日の本委員会で議論された「光ファイバ網整備調査特別委員会の廃止」について協議を行った。

本委員会は、令和2年12月17日の本会議において設置され、令和2年度から令和5年度にかけて整備された光ファイバ網に関して調査を行った。これまでにI R U契約や三原テレビ放送㈱(現㈱M C A T)によるケーブルテレビ・インターネットの契約等について調査を行い、それぞれ見直しが行われた。

令和5年6月13日の委員会において、令和5年9月末までの㈱M C A T

の決算状況の確認をするまでは調査を行うことが確認されていた。この間、光ファイバ網整備が完了し、IRU契約見直し後の2期分の決算状況の調査を行い、町の歳入増へつながっていることが確認された。これらのことから本委員会の廃止についての意見が出され、今後の委員会については、「IRU契約に関する状況確認及び調査については、所管である総務文教常任委員会において毎年3月に引き続き調査を行うこととし、本委員会の調査は終了する」という意見が出された。

委員からの意見を聴取した結果、廃止することを全員賛成で確認し、本委員会の調査を終了することを決定した。

以上、光ファイバ網整備調査特別委員会の調査報告といたします。

○議長(米重典子) 以上で、光ファイバ網整備調査特別委員会の報告を終わります。

○議長(米重典子) お諮りします。

先ほどの光ファイバ網整備調査特別委員会の委員長報告にありましたように、光ファイバ網整備調査特別委員会に付託した事件について調査が終了したので、委員会を廃止したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、光ファイバ網整備調査特別委員会は廃止することに決定しました。

日程第17 デジタル化推進調査特別委員会調査報告を行います。

デジタル化推進調査特別委員長の報告を求めます。

○デジタル化推進調査特別委員長(上羽場幸男) 議長。

○議長(米重典子) 上羽場委員長。

○デジタル化推進調査特別委員長(上羽場幸男) それでは報告をいたします。

世羅町議会議長 米重 典子 様

デジタル化推進調査特別委員会
委員長 上羽場 幸男

デジタル化推進調査特別委員会調査報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和6年3月12日（火） 午後2時15分開議
- 2 開会場所 世羅町役場第1会議室
- 3 出席委員 上羽場幸男、藤井照憲、高橋公時、上本 剛、向谷伸二、
田原賢司、松尾陽子、山田睦浩、（米重議長）

4 調査項目及び内容

- (1) 第2次長期総合計画後期基本計画及び第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略でのデジタル化の状況について

これまでに確認した以降の各課の取組みの進捗状況について調査を行った。

この調査を元に、本委員会として世羅町デジタル化推進に対する提言書をまとめた。この提言書を本委員会から議長へ報告し、議長から町長へ提出することを確認した。

提言書の内容としては、つぎのとおり。

新型コロナウイルス感染拡大を一つのきっかけとして、国・県及び各自治体は、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を本格化させました。特に、コロナ禍の状況下ではリモートワークやオンライン会議の導入が求められ、デジタル化への集中投資及び環境整備が行われました。

町でもデジタル化への対応として、国の交付金を活用した光ファイバ網の整備が進められ、各戸において高速かつ大容量の光通信の恩恵を受けることになりました。

デジタル化の進展には、オンライン化など公共サービスのメリットを享受できるほか、少子高齢化や人口減少などへの対応や地方の活性化など、地方が直面する課題解決に必要不可欠と言えます。

まず、町民に提供される価値は、①時間、場所に限らず行政・民間サービスを享受し、②どこでも、オンラインで手続きができることが上げられま

す。一方、行政においても、行政コストの削減及び人員、コストなどの再配分が可能になります。

このように、民間事業者は元より、住民・行政のデジタル化の推進は待ったなしと言えます。議会の立場から、町のデジタル化推進に対する提言をまとめましたので、ここに提出いたします。

本提言が今後のデジタル化を推進する上で、尊重されることを望みます。

世羅町のデジタル化推進に対する提言書

1 提言（案）の背景と趣旨

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行後、地域経済が動き出し、地域コミュニティ活動などにも、賑わいが戻り新たな活力や魅力が生まれようとしています。

コロナ禍の3年を無駄にしないために、これからのまちづくりにデジタル技術を駆使して、自治体経営のあり方や住民との関係、職員の働き方などを根本的に改革する必要があります。

役場各課業務の取組内容と状況調査やヒアリングを元に、デジタル化への取組の方向性を提言し、住民サービスの向上を図ると共に、目指すべき自治体のあり方を示すものであります。

2 自治体DXの課題

(1) 手続やサービスのオンライン化

町が設置した光ファイバ網は、全戸に張り巡らされています。この「せらケーブルねっと」は、㈱MCATへ委託して、行政情報の発信及び番組制作などの運営をしています。

光回線の申込み世帯数は、全世帯の約8割に達し、その内、インターネットサービスを申し込んでいる世帯数は、5割を超えています。光回線を利用した大容量の高速通信を多くの町民が日ごろの生活の中で利用しています。

行政のデジタル化への対応は、住民サービスの向上を図る上で、喫緊の課題と思われれます。

(2) デジタル技術導入をテコに役場の改革

急速に進化したデジタル化は、従来の業務のやり方やサービスの考え方を改革しなければ対応できなくなります。デジタル化した文書を紙ベースで管理・保存している実態も改めなければなりません。デジタル化による生産性の向上や働き方などの改変が必要になります。更に、職員の意識もデジタル化へ対応した意識改革が求められます。

(3) データの保存、住民等への提供、分析、活用

住民データ及び町のデータの利活用が重要であります。一度集めたデータを役場内で共有し、住民サービスの向上に活用しなければ、コネクテッドワンストップサービスは成り立ちません。

また、政策を立案する際には、データ活用によるエビデンス（証拠）に基づいた立証と将来性の確保が必要に思われます。

3 自治体行政のデジタル化の基本方針

デジタル法の施行によって、行政手続の効率化や利便性の向上が期待されています。その主なものは「申請作業の時間短縮・省力化」、「行政側の人手不足解消」、「働き方改革の推進」、「交通費や輸送費のコスト削減」などが上げられます。

このことは、住民・行政の双方の負担軽減と共に、手続のスピードアップにも繋がります。また、ペーパーレス化が進むことで保管場所とコストの削減も期待できます。

これらの事から、自治体のデジタル化を加速度的に推進するため、次の基本方針を踏まえて取組んで頂きたいと提言いたします。

(1) オンライン利用の推進

手続は基本的にオンライン利用を推進すること。オンライン化できない人向けの選択肢として従来の紙ベースの取扱いを残すこと。

マイナンバーカードを利用した公的個人認証では、添付書類の提出を不要にすること。

(2) デジタル技術及びデータの活用

紙ベースでの事務処理を原則廃止し、役所に出向くことなく、自宅でパ

ソコンやスマホなどから手続などができるようにすること。

やむを得ず紙ベースでの申請手続をする場合には、一旦紙ベースの提出であっても行政側ではデジタル化処理を行い、庁内での情報として共有すること。

(3) 住民データ等の利活用

提出済みの申請書や事務手続で得た個人情報、個人情報を庁内で共有することで、どこにいても1か所で手続などが実現できるようにすること。

また、個人情報の管理は、アクセス権の制限と共に、アクセスをした者とアクセス内容の記録を保存管理し、不正利用の防止に努めること。

(4) デジタル手続法の3つの原則を踏まえた処理

ア デジタルファースト

デジタルで一貫して完結すること。

イ ワンスオンリー

一度提出した情報の再提出をできるだけしないように努めること。

ウ コネクテッド・ワンストップ

複数の行政機関にまたがる手続をワンストップで完結させること。

以上、世羅町のデジタル化推進に対する提言書とします。

5 その他

(1) 本委員会の廃止について

このたびの「世羅町のデジタル化推進に対する提言書」の取りまとめを一つの区切りとして、本委員会での町のデジタル化の推進に関する調査については、今回で終了し、今後は所管の常任委員会で調査することが提案された。

このことについて、全委員から異議がなく今回をもって本委員会の調査を終了することを決定した。

以上、デジタル化推進調査特別委員会の調査報告とします。

○議長(米重典子) 以上で、デジタル化推進調査特別委員長の報告を終わります。

す。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

先ほどのデジタル化推進調査特別委員会の委員長報告にありましたように、デジタル化推進調査特別委員会に付託した事件について調査が終了したので、委員会を廃止したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、デジタル化推進調査特別委員会は廃止することに決定しました。

日程第 18 学校給食センター整備運営調査特別委員会調査中間報告を行います。

学校給食センター整備運営調査特別委員長の報告を求めます。

○学校給食センター整備運営調査特別委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 松尾委員長。

○学校給食センター整備運営調査特別委員長（松尾陽子） 令和 6 年 3 月 19 日

世羅町議会議長 米重 典子様

学校給食センター整備運営調査特別委員会

委員長 松尾 陽子

学校給食センター整備運営調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告します。

【開会中の調査】

1 開会日時 令和 6 年 3 月 12 日（火）午前 10 時 17 分 開議

2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室

3 出席委員 松尾陽子、藤井照憲、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武、

向谷伸二、田原賢司、徳光義昭、久保正道、山田睦浩、
(米重議長)

4 説明員 副町長、財政課長、子育て支援課長、上下水道課長
教育長、学校教育課長

5 調査項目及び内容

(1) 学校給食センター整備運営について

ア 事業者選定時の提案内容の比較（建設費用とランニングコスト）

3グループ事業者の提案内容を性能評価点として、提案全般、事業計画、施設整備などの大項目ごとに、それぞれ小項目を設けて配点し、8人の審査委員によって採点した。各審査委員の平均点を出し、3グループの性能を比較。施設整備と維持管理の項目で点差が開いている。

その後、提案価格により価格評価点を算出し、性能評価点と価格評価点を合計し、総合評価点を算出した結果、非常に僅差での事業者選定となった。評価の配点は、性能評価を800点、価格評価を200点とし、合計1000点を満点として採点しているとの説明があった。

委員からは、価格評価に対するウェイトが低すぎるのではないか。施設整備に高い評価を受けた内容であれば、当然提案価格も高くなるのではないか。発注者側がしっかり工事管理をして、品質の確保に努めてほしいなどの意見がだされた。

イ 排水処理方式による費用及び業務量の比較（処理槽と公共下水道）

処理槽から公共下水道への変更により、イニシャルコストは、直接工事費ベースで約1,165万円程度の減額見込みとなる。年間ランニングコストは、年間42万円の増額見込みとなるが、令和6年度中に維持管理業者と運営事業者で精査する。町としてコスト削減を求めるとの説明があった。また、ランニングコストの下水道使用料180万円は下水道の収入となることを確認した。

(2) 学校給食センターの工事について

ア 進捗状況及び基礎工事の状況

2月22日時点では2.2%、3月12日時点ではおおむね4%である。1月30日から2月13日まで地盤改良工事を行った。現在は、基礎の配筋

作業を行っている。

今後は、3月19日から基礎の型枠組み、基礎コンクリートの打設、梁の型枠組み、配筋、コンクリート打設を順次行っていくなど今後の工程についても説明があった。

委員から、近隣集合住宅、建物の前の舗装が傷み、通行に支障をきたすのではないかと問いに対し、建設課と連携して事業者に対応を求めていくとの回答があった。

地盤改良、N値に対する質問には、地質調査により6.15mのところまでN値20の地盤を確認している。6.2mまで地盤を掘り下げ、その部分をセメント土壌改良し、N値30になるよう埋め戻し、その上に基礎をおいて支える形になる。N値20が担保されているとの説明があった。

6 その他

現地調査をするべきではないかとの意見が出されたが、現在の状況は個々で確認いただき、次回現地調査を考えることとした。

以上、学校給食センター整備運営調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長(米重典子) 以上で、学校給食センター整備運営調査特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その他条項、字句、数字、その他 整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

これをもって、令和6年第1回世羅町議会 定例会を「閉会」いたします。

(起立・礼)

閉 会 1 1 時 0 7 分